

番 号 : 150482

国 名 : メキシコ

担当部署 : メキシコ事務所

案件名 : 第三国研修「農村開発にかかる普及指導員の能力強化」(参加型農村開発)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 参加型農村開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年8月下旬から2015年10月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.4M/M、現地 0.6M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 7月15日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 4点
- (計100点)

類似業務	参加型農村開発に係る各種業務
対象国／類似地域	メキシコ／中南米地域（本邦含む）
語学の種類	スペイン語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

中南米地域においては、農村の開発の立ち遅れ、地域間格差、農村貧困等の問題が共通して存在する。これらを改善、是正するためには地方住民やこれを支援する地方行政関係者などが地元コミュニティの開発に主体的、積極的に関与することが有効である。しかしながら、現状では住民、行政とも、能動的に開発事業を進めるために必要な知識、ノウハウ、技術を十分に備えておらず、開発のための計画の提案や立案、適切な実施は簡単には進捗しない。

住民や地元行政が中心となって進める地方コミュニティの開発、いわゆる住民参加型の開発の有効性や必要性は、広く中南米地域でも認識が進んでいるものと思われ、特に中米地域では、近年、我が国の戦後における生活改善アプローチを参考にしたり、応用した形での農村開発関連事業が数多く展開されている。

メキシコでは、2003年より2010年まで南部チアパス州ソコヌスコ地域において、生活改善アプローチを取り入れた「チアパス州ソコヌスコ地域小規模生産者支援計画プロジェクト（Proyecto de Asistencia a Pequeños Productores de la Región del SOCONUSCO：以下、PAPROSOC-1）および「チアパス州ソコヌスコ地域持続的農村開発プロジェクト（Proyecto sobre Asistencia para Desarrollo Rural Sustentable en la Región del Soconusco, en el Estado de Chiapas：以下、PAPROSOC-2）展開され、南部他州やグアテマラなど中米地域においても応用されているグッドプラクティスが数多く形成されている。

さらに中南米地域においては、現在、実施中の生活改善アプローチを活用した農村開発事業を通じて、各国が得た経験やグッドプラクティスについて、ニーズの共通する各国間での主体的・能動的な情報共有やさらなる活用が有効かつ必要となってきている。

かかる状況を踏まえ、今般、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドル、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国、パラグアイ、エクアドル、ボリビアの中南米・カリブ地域の10ヶ国を対象にした第三国研修「農村開発にかかる普及指導員の能力強化」を2013年度より3年間（年1回/約3週間）実施するものである。今年度は第3回目の研修に当たり、最終年である。これまでの在外技術研修講師に関しては、第1回目は派遣無し、第2回目は日本人1名、コスタリカ人2名が派遣されている。

尚、本第三国研修は日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム（JMPP）下においてメキシコ国際開発協力庁（Agencia Mexicana para la Cooperación Internacional para el Desarrollo:以下、AMEXCID）と共に実施されるものである。

## 7. 業務の内容

本第三国研修はPAPROSOC-1 およびPAPROSOC-2 の成果や教訓ならびにメキシコの農村開発に係る取組みをラテンアメリカ・カリブ地域諸国と共有することを目的として

いる。そのため、研修では上記プロジェクトの紹介やプロジェクトサイトの視察、メキシコにおける農村開発の法的根拠となる持続的農村開発法(Ley de Desarrollo Rural)に基づいた農村開発および生活改善手法を取り入れた農村開発プログラムの紹介や課題、生活改善アプローチのラテンアメリカ・カリブ地域への応用の検討などが含まれている。

本業務は、第三国研修において参加型農村開発、特に生活改善に係る講義の実施および実習を通じて参加型農村開発・生活改善に係る日本、メキシコ両国の経験・技術が研修参加者のアクションプランに反映されることを目的とする。またPAPROSOC-2終了後の現状調査を行い、同調査結果を踏まえたフォローとしてメキシコ人普及指導員に対し、参加型農村開発および生活改善アプローチに係る指導を行う。

尚、第三国研修実施期間は9月4日から9月24日まで、メキシコ市、オアハカ市、チアパス州において実施予定であり、上記10ヶ国から18名の参加が予定されている。参加者は主に各国の農村開発分野の事業管理担当機関である中央及び地方政府機関の事業担当者を想定している。メキシコ人普及指導員は農牧農村開発漁業食糧省

(Secretaría de Agricultura, Ganadería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación: 以下、SAGARPA) の実施する生活改善手法を取り入れた農村開発プログラムModelo de Extensionismo Vida y Campoを実施する生活改善基金(Seikatsu Kaizen Fundación A. C.)に属し、10名程度が本第三国研修に参加予定であるが、一部日程のみの参加予定となっている。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2015年8月下旬～9月上旬)

- ①本第三国研修関係資料を確認し、第三国研修の内容及び進捗状況について把握する。
- ②本第三国研修で使用する教材を準備する。
- ③PAPROSOC-2関係資料を確認し、同プロジェクト終了後の現状調査に必要な情報を収集する。
- ④現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン(和文、西文)に取りまとめ、事前に電子メールにてJICAメキシコ事務所に説明し、了承を得る。

(2) 現地派遣期間 (2015年9月上旬～2015年9月中旬)

- ①第三国研修実施機関であるSAGARPAおよびチアパス州政府農村開発局(Secretaría de Campo: 以下、SECAM) と現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②参加型農村開発、特に生活改善に係る講義(生活改善アプローチ概論、生活改善運動の支援体制、普及メカニズム、問題解決のプロセス等について)を行う。
- ③日本と中南米・カリブ地域の農村開発に係る現状を分析し、日本の生活改善の経験を共有の上、中南米・カリブ地域における生活改善アプローチの適応に関する実習を行う。
- ④生活改善アプローチの自国での適応の観点から研修参加者に対するアクションプランの作成を指導する。
- ⑤PAPROSOC-2のC/P機関であるSECAM、協力機関であるSAGARPAおよび対象地域コミュニティにおいて同プロジェクト終了後の現状調査を行い、同調査を踏まえたフォローとしてメキシコ人普及指導員に対し、参加型農村開発および生活改善

アプローチに係る指導を行う。

⑥現地業務結果報告書（西文、和文）を作成し、C/P 機関及びメキシコ事務所に提出し、報告する。

（3）帰国後整理期間（2015年9月下旬）

①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン（和文、西文3部：監督職員、AMEXCID、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。

（2）現地業務結果報告書（和文、西文3部：監督職員、AMEXCID、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的な内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④第三国研修「農村開発に係る普及指導員の能力強化」実施上での残された課題

⑤メキシコ人普及指導員に対する指導内容および指導結果

（3）専門家業務完了報告書（和文3部）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的な内容

②業務の達成状況

③第三国研修「農村開発に係る普及指導員の能力強化」実施上での残された課題

④PAPROSOC-2終了後の現状調査結果

⑤その他 特記事項（必要に応じて）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、（国際線）成田⇒メキシコシティ⇒成田または、成田⇒ロサンゼルス/ヒューストン/アトランタ/サンフランシスコ/ダラス/トロント/バンクーバー⇒メキシコシティ⇒ロサンゼルス/ヒューストン/アトランタ/サンフランシスコ/ダラス/トロント/バンクーバー⇒成田、（国内線）メキシコシティ⇒オアハカ⇒メキシコシティ、メキシコシティ⇒タパチュラ⇒メキシコシティを標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2015年9月3日～9月20日を予定しています。以下、現時点での現地業務日程は以下の通りです。

- 9月4日 第三国研修「農村開発に係る普及指導員の能力強化」開講式  
C/P機関との打合せ  
カントリーレポート発表
- 9月5日 オアハカ州オアハカ市へ移動
- 9月6日 資料整理
- 9月7日 第三国研修講義/実習支援
- 9月8日 第三国研修講義/実習支援
- 9月9日 第三国研修講義/実習支援
- 9月10日 第三国研修講義/実習支援
- 9月11日 第三国研修講義/実習支援
- 9月12日 資料整理
- 9月13日 チアパス州タパチュラ市へ移動
- 9月14日 第三国研修講義/実習支援およびPAPROSOC-2終了後の現状調査
- 9月15日 第三国研修講義/実習支援およびPAPROSOC-2終了後の現状調査
- 9月16日 第三国研修講義/実習支援およびPAPROSOC-2終了後の現状調査
- 9月17日 第三国研修講義/実習支援およびPAPROSOC-2終了後の現状調査  
メキシコ市へ移動
- 9月18日 報告会（於JICAメキシコ事務所）※現地業務結果報告書（西文、和文）提出

尚、本事業従事者の現地業務は9月18日までであるが、第三国研修は9月24日までとなっており、18日以降の日程は下記の通りとなっている。

- 9月18日 チアパス州タパチュラ市へ移動
- 9月19日 資料整理
- 9月20日 メキシコ市へ移動
- 9月21日 SAGARPA本省において持続的農村開発法、メキシコ農村開発システムに関する講義
- 9月22日 午前：研修を通じて得た経験や学びに係るフィードバックを目的としたワークショップ  
午後：アクションプラン作成
- 9月23日 午前：評価  
午後：アクションプラン作成
- 9月24日 午前：アクションプラン発表  
午後：閉講式

#### ②現地での業務体制

本業務に係る第三国研修実施機関の構成は、以下のとおりです。

ア) SAGARPA・農村開発普及指導部

ウ) 生活改善基金（コーディネーター）

尚、講師は農牧農村開発漁業食糧省職員、生活改善基金職員その他、メキシコ国立農業・農村開発研究所（Instituto Nacional para el Desarrollo de Capacidades del Sector

Rural) 職員が担当予定。

### ③便宜供与内容

メキシコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
第三国研修実施機関が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要（チアパス州ソコヌスコ地域持続的農村開発プロジェクト (PAPROSOC-2)

(<http://www.jica.go.jp/project/mexico/0603190/01/>)

- ・プロジェクト基本情報(第三国研修「農村開発に係る普及指導員の能力強化」  
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/072a4c9db2fa7cbb49257b270079e194?OpenDocument>)

## (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

### ②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### ③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上